

## アメリカ生命保険業界の社会公共活動

総合研究部 研究員 常見 真紀子

### 〈要 旨〉

1. 昨年（1991年）、アメリカの生命保険協会内に社会公共活動の専門組織が設立されてから、20周年を迎え、全国の生命保険会社のトップによる記念総会が開かれる中で、生命保険業界としての社会公共活動の理念が発表された。アメリカにおいてもこのような、業界団体における社会公共活動の専門組織の活動は極めて珍しく、20年間にわたるその活動は興味深い。
2. アメリカの生命保険業界で社会公共活動の活動主体として考えられるのは、業界団体、生命保険会社、会社の従業員、保険エージェントの4者である。
3. 業界団体としての活動は、1960年代後半の社会運動の激化による都市の荒廃を契機とした「20億ドル都市投資プログラム」の実施に遡ることができる。現在は、1971年に生命保険協会内に設置された専門組織である「社会公共活動委員会」、「社会公共活動センター」を通しての業界内の情報交換、業界としての活動方針の決定、並びに活動の外部への広報活動が主なものである。業界全体に関わる大きな問題が生じた場合にも、同委員会、センターを中心としての生保業界内各社が力を合わせて行動を起こすこともある。
4. 生命保険会社各社ではそれぞれの経営資源を活用して、自主的に社会公共活動に取り組んでいる。各社の活動が始められたのは、それぞれの会社によって異なっており、会社によっては19世紀の会社創立時から社会公共活動に取り組んできたところもある。いずれにせよ、現在行っている活動の始まりは、1960年代の社会運動がきっかけとなっている場合が多い。生命保険事業に直接関係する健康増進運動から都市再開発への投資プログラムまで、地域社会のニーズによって様々な活動を行っている。
5. 従業員やエージェントは基本的にはプライベートの時間に自発的にボランティア活動を行っている。勤務先によっては教育機関などに派遣される制度を有しており、その制度の中で活動に関わることもある。また、エージェントの社会公共活動として目立っているものに、エージェントの団体であるMDRTによる基金を設立しての寄付を中心とした活動がある。

## はじめに

昨年、1991年はアメリカの生命保険業界の社会公共活動にとって、ある意味で画期的な年であった。米国生命保険協会に企業の社会公共活動を促進するための専門組織ができて20周年を迎え、今後も業界として新たな活動の展開を図るべく、全米の生命保険会社のトップを集めた記念総会が開かれたのである。企業の地域社会参加が一般的に行われているといわれるアメリカにおいても、業界の事業者団体が専門組織を置いて社会公共活動に取り組んでいる例は他にはほとんど見られず、この20年の歩みは極めて大きな意義があると評価されている。ついては、節目を迎えたアメリカの生命保険業界の社会公共活動の枠組みと実態について紹介してみたい。

現在、アメリカの生命保険業界では、業界団体、生命保険会社各社、生命保険会社の従業員、および保険販売に携わる保険エージェントの各々が、社会公共活動の主体として積極的に取り組んでいる。従って、本レポートでは、はじめに「1.各主体が担う機能と他の主体の活動との関係」について一旦整理した上で、「2.業界全体としての取り組みの状況」、「3.個社の取り組み事例」、そして「4.保険エージェントの取り組みの状況」の各々の側面から、紹介することとしたい。

なお、アメリカ生命保険業界の実態については当研究所ニューヨーク事務所の調査に多くをよっているものである。また、MDRT基金については、アリコジャパン木南裕子氏から貴重なお話を頂いたことを記しておく。

## 1. 各主体が担う機能と他の主体の活動との関係

### (1) 業界団体

業界団体としては、米国生命保険協会〔American Council of Life Insurance〕（以下、ACLIと呼称）と米国民間医療保険協会〔Health Insurance Association of America〕（以下、HIAAと呼称）を挙げることができる。ACLIとHIAAには、現在合わせて約900社の企業が、加盟しており、生命保険業界を代表する団体としての活動を行っている。（アメリカでは健康保険制度が日本と異なり、医療保険は生命保険会社の重要な事業分野となっており、兼営している場名が多い。<sup>(1)</sup>）以下、ACLIとHIAAの加盟会社全体を生保業界ということにする。

#### ① 機能

ACLIとHIAAは、社会公共活動について、以下i)～v)の領域を共同で担っている。

#### i) 生保業界としての方針の策定

業界として取り組むべき重点分野を含めた社会公共活動の基本的な方針は以下の通りのプロセスで決められている（〔図-1〕を参照願いたい）。

- ①ACLIに内设され専従者5名からなる「社会公共活動センター〔Center for Corporate Public Involvement〕」が、新たな方針案を起草する。
- ②原案は、生命保険会社各社の社会公共部門の担当者から構成され、年に3回開催される「代理委員会〔Deputy Committee〕」に付議され、実務者レベルでの必要な変更や調整が行われる。
- ③代理委員会を通過した案は、各生命保険会社のトップから構成される「社会公共活動委員会〔Committee for Corporate Public Involvement〕」で審議される。同委員会では、代理委

(1) 古瀬 政敏『アメリカの生命保険会社』

員会から提出された議題を検討するほか、独自のアイデアが検討されることもある。なお、同委員会は16名の委員によって構成され、年に2回開催される。委員の任期は、原則2年である。

- ④社会公共活動委員会で決定された方針案はACLIとHIAAの各々の理事会で審議され、承認されれば業界の統一方針として採択される。
- ⑤業界統一方針となった方針が、社会公共活動についての広報機能を持つ社会公共活動センターへ送られる。
- ⑥社会公共活動センターによって、業界統一方針として業界内各社及び外部へ広報される。

現在、重点分野としては、教育、高齢者、雇用・職業訓練、健康増進、住宅、飢餓・ホームレス、およびエイズの7つの分野が選定されている。但し、その方針に沿った具体的な活動の実施は、会員企業である生命保険会社各社に委ねられており、ACLIあるいはHIAAが自ら活動を行うのは、後述する一部の分野に限られている。

## ii) 生保会社各社の活動実態の集計と対外広報

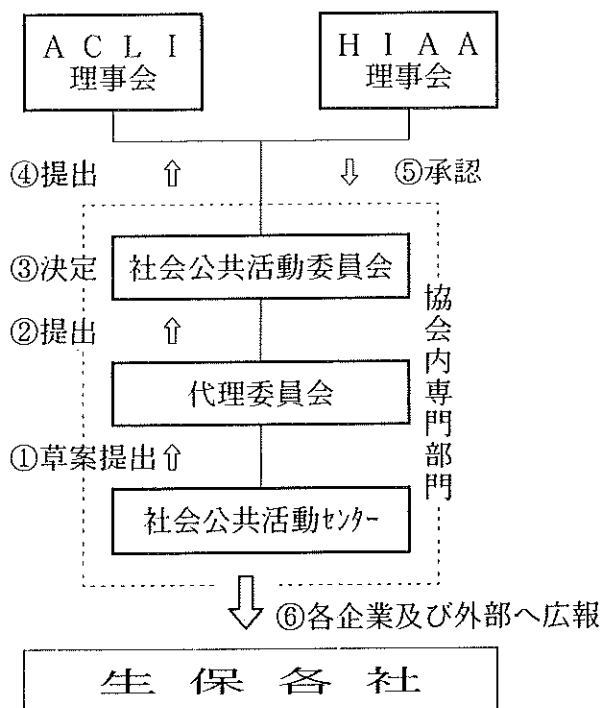
業界の社会公共活動に関する情報収集と広報活動を担当しているのは、「社会公共活動センター（以下センターと呼称）」である。センターは生命保険協会の社会公共活動に関する専門部門として1971年に設置されたが、業界団体としてこのように社会公共活動について特化した部門を持つのは、アメリカでは生命保険業界以外にはあまり見られず、注目に値する。このセンターの活動は上部組織である「社会公共活動委員会」の意思決定のもとに行われている。これら組織が設置された結果、業界による組織的な取組が可能となったといわれている。

現在センターでは生命保険業界の社会公共活動の対外広報と業界での情報の共有化を目的として、『レスポンス [Response]』という広報誌と『ソーシャル・レポート [Social Report of Life and Health Insurance Business]』という冊子を発行している。

『レスポンス』は、現在年3回発行されている。内容は、タイムリーな各社の活動のレポートの他に、毎号異なったテーマによる特集や、各界の著名人による社会公共活動についての評論などである。

一方、『ソーシャル・レポート』は、センターが毎年会員会社に社会公共活動に関する報告を求め、その結果を集計した統計とそれについてのコメントが掲載されており、年1回の発行である。企業の規模や所在地別にとった統計もあり、各企業が自社の活動を相対的に把握して、実際に活動

図-1 ACLIとHIAAでの社会公共活動方針の決定プロセス



する際の参考になるように作られている。

センターは上記2つの雑誌の発行以外に業界の社会公共活動に関する事務局の機能を持っており、業界各社の活動実態の調査、外部へのPR活動、内部での情報交換、特に中小生保への情報提供などを行っている。その他に業界の会社が社会公共活動を行う際の支援なども行っている。

### iii) 中小生命保険会社に対する活動支援

業界団体はセンターを通して、中小生命保険会社に対しての支援も行っている。具体的に物資や人材を投入するわけではないが、広報誌等を通じて、大手会社や業界団体が有するノウハウや問題意識などの情報提供を行うことで、中小の会社が実際に社会公共活動を行っていく際の支援を行っている。

こうして、社会公共活動の裾野を広げていくこともセンターの重要な業務である。

### iv) 独自のプログラムの実施

生保業界全体に関わるような大きな社会問題が存在する場合、協会としてはセンターを中心とした各企業の自主的な活動の側面支援以外に、業界としての独自プログラムを運営し、業界各社の参加を求めることもある。詳細は後述するが、「INSURE」という非課税の非営利財団を設置しての健康促進プログラムや、「SRITAG」という社会公共活動に関係する投資行動への助言機関の設置などを行ってきた。

### v) その他

1991年のセンターのアンニュアルレポートによると上記業務の他に、センターは以下の様な業務を行っている。

#### a) 対政府関係業務

センターはACLIとHIAAの対政府関係スタッフに対し、その業務に関する多くの支援を行っている。また、連邦議会の議員と各州保険

監督官、政府関係者、主要な州の立法関係者との話し合いの場で、それぞれの管轄下の保険会社や保険業界の社会公共活動について紹介し、業界のイメージアップに貢献している。

#### b) 報道機関関係

保険業界の社会公共活動についての報道を増やしていくための努力を行った結果、数種の新聞や出版物に生命保険業界の社会公共活動に関する記事が掲載されるようになってきている。また業界によるエイズ対策基金への寄付も報じられるようになってきている。

### ② 生命保険会社以外の主体との関係

前述した通り、ACLIとHIAAは、生保業界(=生命保険会社)全体としての社会公共活動に関する指針の策定と広報を行っている。

生命保険会社の各社の活動に対しては直接関係を有しているが、各社の役職員あるいは保険エージェントレベルでの社会公共活動とは直接には関係しない。

### (2) 生命保険会社各社

#### ① 機能

生命保険会社は、独自に社会公共活動を実施する主体である。

活動は、それぞれの経営資源に応じて寄付、融資、人材派遣、その他様々な方法を用いて行われている。寄付は、会社本体が行う場合と、企業財団を設立し財団を通じて行う場合とがある。財団を設立する場合、それだけ余分なコストを要するが、寄付の財源が安定し活動の専門家に委託できるというメリットがあるため、設立されていることが多い。

ACLIとHIAAで策定された活動方針もその行動に影響を与える。また基本的に生命保険業という事業の性格から、人々の健康増進に関する取り組みを活動の中心に据えているところが多いが、規模の大きい会社では、国内の社会問題それぞれ

について広く対応している。これは、企業と社会は密接不可分な関係にあり、社会問題は間接的に企業利益に関係してくるとの問題意識があるからである。

## ② 他の主体との関係

### i) 業界団体との関係

業界団体との関係については既述の通りで、大枠としての方向性は受け入れるが、実際の活動についてはすべて自主的に行うのが原則である。

ただし、中小の企業では、業界団体を通じて大手企業の活動対象や活動のノウハウなどの情報提供を受けて、実際の活動に活かしているケースがある。

### ii) 役職員・エージェントとの関係

また、自社の役職員あるいは保険エージェントの活動に対しては、マッチング・ギフト（ある者が寄付をする場合に、企業がその個人の寄付に同額または一定比率の額を上乗せして寄付する仕組み。両者の善意を組み合わせる意味で、マッチング・ギフトと呼ばれている。）<sup>(2)</sup>のような形での勧奨・支援を行っている場合がある。

教育団体等に対して、必要とされる専門分野に応じて自社の従業員を、チューターとして派遣する制度を有する企業もある。また、公益組織の運営に従業員を参加させることもある。

## (3) 生命保険会社の役職員

生命保険会社の各役職員は、アメリカの一般市民と同様に寄付やボランティア活動等を通じて自発的にコミュニティ活動に関わる中で、社会公共活動を行っている。これに対して、勤務先から勧奨・支援を受けることもあるが、活動自体に支援を受けるのではなく、活動の場であるボランティア団体などに自分の寄付に合わせたマッチング・ギフトのような形で支援を受けることが多い。

また、たとえ勤務先が主導、支援している場合でも、市民としてのボランティア活動はプライベートな時間に行うものであるという考え方が浸透しており、会社がボランティア休暇の付与等を行うことは一般的ではない。

## (4) 保険エージェント

保険エージェントも一般市民としてのボランティア活動とは別に、後述する MDRT のように社会公共活動をエージェントの立場として行っている例があり、生命保険業界の社会公共活動の主体として考慮する必要がある。

他の主体との関係については、その関係を取り持つための機構があるわけではないので、個別の活動事例次第であると考えられる。今回の調査の範囲では、一部生命保険会社から支援を受けている例があったが、あまり他の主体との関係は見出せず、基本的には他の主体と直接の関係を持たず独自に社会公共活動を行っていることが多いようである。

---

(2) 田淵 節也『コーポレート・シチズンシップ』

## 2. 業界全体としての取り組みの状況

### (1) 理念

#### 生命保険・医療保険事業と地域社会間の相互依存に関する宣言

我々の事業に付託された基本的な義務は、保険契約者、株主、そして従業員の最大の利益のために経営を行うことにある。同時に、我々は地域社会の要請についても真摯に認識している。この要請に応じることは、確かに我々の事業の構成要素の長期的な利益をも導き出すのである。

それゆえ、我々是我々の企業と地域社会が相互に依存していることを確認する。社会的あるいは経済的問題を解決することが、我々

の事業の強さと安定を直接および間接的に強化することに繋がるのである。

もし社会が衰退していくなら、我々の事業が繁栄することはできない。

従って、経営の規模あるいは立地に拘らず、我々企業が、財務、時間、能力、指導力を含めたあらゆる経営資源を最大限活用し、我々の地域社会における生活の質に関わる社会的・経済的な条件を改善すべく努めることを、我々はここに誓約するものである。

以上は、米国生命保険協会(ACLI)と米国民間医療保険協会(HIAA)が、1991年11月に共同で開催した社会公共活動センターの創立20周年総会において採択された「生命・医療保険事業と地域社会の相互依存に関する宣言」〔Declaration of Interdependence between the Life Insurance and Health Insurance Business and Its Communities〕の全訳である。この宣言文には、アメリカの生命保険会社は、「企業の存続・発展の基盤が社会の繁栄と発展に相互依存する」との認識に基づいて、社会公共活動に積極的に取り組むとの理念が集約され、嘔いあげられている。

生命保険会社はこの理念に沿いつつ、社会公共活動への取り組みを今後一層強化しようとしている。

### (2) 発端と推移

それでは、生命保険業界が業界として、社会公共活動に取り組むようになった発端と、現在に至るまでの推移を以下に見ていきたい。

#### ① 取り組みの発端

社会公共活動への取り組みは会社によっては創立時から、あるいは、創立以後、個々の事情により行っている場合もあったが、業界全体として一般的にかつ意識的に行われるようになったのは1960年代に入ってからのことである。

すなわち、1960年代半ばより、所得格差問題や人権・人種問題などの社会問題に端を発して市民運動や学生運動が盛り上がりと共に、都市において暴動が発生するなど世情が騒然とした。これらの状況下、生命保険会社の間で以下の理由から危機意識が深まり、企業として地域社会の安定に貢献する方法を検討・実施すべきとの声が高まった。

a) 保険契約者や従業員の多くが都市に住み、また生命保険会社が都市の不動産に多額の投資を行っているなど、事業の核となる経営基盤を都市に有しており、都市問題の影響を強く受けること。

b) 当時実施された市民の生命保険会社に対する

イメージについての調査の結果、生命保険会社は、社会に対する関心が低いと見られていることが判明した。

これに対応して、1967年、当時の生保協会内に大手の生命保険会社12社のトップの間で、社会公共活動についての定期的な情報交換をする場である「都市問題共同委員会(Joint Committee of Urban Problems)」が設けられた。

## ② その後の推移

### i) 20億ドル都市投資プログラム

この「都市問題共同委員会」を通じ、都市問題の対策として「20億ドル都市投資プログラム」が実現することとなった。このプログラムが生保業界挙げて最初に実施された活動である。これを実施するにあたっては、当初は都市問題の中で、雇用問題、住宅問題、教育問題の3分野が課題としてあげられた。しかし、当時は教育問題についてのノウハウが業界内に無かったため、雇用創出、住宅供給の2点を活動の中心に据え、投資家としての立場で取り組むことになった。このプログラムでは、都市における雇用創出、住宅供給のために1967年から1972年までの5年間で合計10億ドルの投資を行うという目標が掲げられた。当時、企業単体でなく業界規模でこの様な取組を行う例はなかったため、プログラムをスタートさせる際にジョンソン大統領が声明を発表するほどの注目を集めた。このプログラムはスタート1年半で当初の目標であった10億ドルに達し、結果的には5年間で総計20億ドルの投資が行われるという大きな成果を残して終わった。

### ii) 社会公共活動センターの設置

「20億ドル都市投資プログラム」の終了直前である1971年、その後の業界規模での取り組みを検討することになり、業界100社のトップによる社会公共活動に関する会議が開かれた。その席上で、今後とも業界として社会公共活動を行ってい

くためには、統一機構が必要であるという点が合意され、現在のACLIの前身であるALC(アメリカ生命保険協議会、ニューヨーク)、LIAA(アメリカ生命保険協会、シカゴ)、及びILI(生命保険研究所)の3団体の会員企業の代表者からなる「社会的責任委員会[Committee on Corporate Social Responsibility]」と、業界の社会公共活動についての情報交換や広報活動を行う組織としての「社会的責任情報センター[Clearinghouse on Corporate Public Responsibility]」が設けられた。これらの組織は、1981年の10周年総会で「責任を果たす[Social Responsibility]」という受動的な意味から「公衆に働きかける[Public Involvement]」という能動的の意味の名称に変更し、現在の「社会公共活動委員会」と「社会公共活動センター」として現在に到っている。

## (3) 取り組みの現状

センターが1973年から発行している「ソーシャル・レポート」によれば、社会公共活動を行ったことをセンターに報告している企業数は、1973年発行のレポートでは149社(1972年の活動実態)であったが、昨年1991年発行のものでは395社(1990年の活動実態)へと年々増加している。これら395社の総資産合計は、ACLI、HIAAの会員会社の総資産合計の86%に当たり、大手の会社の多くが社会公共活動に取り組んでいる実態が窺える。

### ① 業界団体主導の活動

業界としての社会公共活動は全体的に各社の自主性に委ねられていることは既述の通りであるが、各社個別の活動ではなく業界としてプログラムを設定して運営してきた活動もある。その中でも最も有名なのが、「INSURE」という非課税の非営利財団を核とした予防医学に関するプログラムと、「SRITAG」という社会投資についてのアドバイス

を行う組織による社会投資を進める活動であろう。

ちなみに社会投資とは、「特に社会的に必要とされており、通常の貸付基準に当てはまらない様な目的に対して行われる貸付、あるいは、投資決定の際に社会的な考慮が働いた投資」のことであり、センターでは定義している。

#### i) INSURE

INSUREとは、“Industry-wide Network for Social Urban and Rural Effort”(都市と地方の社会的努力のための業界規模のネットワーク)の頭文字から取られたもので、「社会的責任情報センター」と呼ばれていた頃のセンターが中心になって1980年に作られた非課税の非営利財団である。この財団は当初は予防医学の研究の援助を目的として設立され、「ライフサイクル疾病予防サービス研究(Lifecycle Preventive Health Service Study)」という研究を支援し、その翌年の1981年にやはり疾病予防を目的とした「保険教

育諮問委員会(Advisory Council on Education for Health)」という組織が設立される際にも中心的役割を果たした。なお現在はエイズ研究への支援を行っている。

#### ii) SRITAG

「社会的責任による投資方法の諮問グループ [Socially Responsive Investment Technical Advisory Group: SRITAG]」も「社会公共活動センター」が中心となって1983年に作られた。全米保険監督官会議 [National Association of Insurance Commissioners] から1983年に「保険業界は社会投資に力を入れるべきであり、特に地域社会に対しては積極的に投資すべきである」という内容のレポートが発表されたことと、当時、全国的に社会福祉団体から生命保険業界の社会投資が少ないという批判が起きていたことの2点が直接のきっかけとなり、これらの情勢に対して、生命保険業界としての社会投資活動にさらに積極的な取り組みのために設立されたのである。

SRITAGは、生命保険業界の社会投資活動の内容の検討と各社の社会投資活動に対する助言及び支援を行う組織であり、社会投資分野の専門知識をもつ生命保険会社の重役によって構成されている。3年に1回のペースで会合を開いてきているが、現在は新しい社会投資活動の目的や方法の

表-1 報告した会社の全体に対する割合  
(直近判明年と5年ごとのデータ)

	1973年	1978年	1983年	1988年	1990年
全報告会社数 †)	41%	44%	49%	50%	41%
地域別					
北東部	48	52	51	59	59
中西部	42	44	51	51	57
南部	31	36	48	45	56
西部	44	40	36	39	44
カナダその他	50	65	44	39	43
会社形態					
株式会社	37	38	43	47	54
相互会社	50	61	70	68	64
資産規模					
10億ドル~	81	84	81	73	70
3億~10億ドル	62	68	56	64	68
6,000万~3億ドル	42	42	46	45	50
~6,000万ドル	12	18	26	24	31
総報告企業数(社)	179	207	297	373	395

\* ) ACLI と HIAA の会員企業に対する占率。

表-2 1990年の報告分野別企業数

報告分野	報告企業数
地域社会率先活動	167 社
企業寄付	157
健康増進	166
社会投資	101
合計	395

※報告が重複しているため、報告企業数の和は合計と一致しない。

\* ) [表-1] ~ [表-6] Center for Corporate Public Involvement, "Social Report of Life and Health Insurance Business 1991"



検討を行っており、これまで以上に社会投資に関わる企業、人材、財源を増やすための活動が続けられている。

## ② 業界各社の活動の現状

次に1991年の「ソーシャル・レポート」に基づいて、保険業界の社会公共活動の現状について紹介する。同レポートでは活動の形によって4つの分野に分けて統計がまとめられている。「地域社会率先活動〔Community Initiatives〕」、「企業寄付〔Company Contribution〕」、「保健と健康増進〔Health and Wellness〕」、「社会投資〔Social Investment〕」の4分野である。この分類は社会情勢とそれに伴う社会公共活動の変化によって変更され得るものであるが、ここ3年間は同じ形で分類されている。既述の通り1991年の「ソーシャル・レポート」に対する報告会社数は395社である。なお活動報告企業の占率を見ると、

会社形態別では相互会社が株式会社より高く、又資産規模別では、大きい企業ほど活動報告占率が高い実態となっている。〔表-1〕、〔表-2〕

### i) 地域社会率先活動〔Community Initiatives〕

この分野は、地域社会に対する人材派遣等についての報告を集めており、報告数は常に多い。その中でも2/3以上の報告企業が「教育」（報告会社占率87%）、「芸術文化プログラム」（同78%）、「青少年活動」（同73%）、「地域健康プログラム」（同72%）の4領域において何らかの活動していると報告している。〔表-3〕

### ii) 企業寄付〔Company Contribution〕

この分野についての寄付の総合計は、1億4,900万ドルにのぼる。寄付先も幅広いが、そのうち28%を「教育」に対して、19%を「募金運動（ユナイテッド・ウェイその他）」に寄付しており、この2項目が最も大きい。

また現在最も切迫した問題である、エイズ、飢餓とホームレスの問題に対しては、非常に多くの寄付を行っている。エイズに関する教育、予防、サービスについて生命保険業界は最も大きく支援を行っており、1985年から合計で3,000万ドル以上寄付してきている。〔表-4〕

表-3 地域活動—  
1990年の全報告企業中の分野別活動割合

活動種類	報告会社占率
教育	87 %
芸術文化活動	78
青少年活動	73
地域保健事業	72
近隣改善対策	61
少数民族関係	58
エイズ教育・治療	57
麻薬・アルコール中毒問題	53
身体障害者対策	51
飢餓・ホームレス対策	50
老人・退職者対策	44
安全対策	34
デイケア	32
住宅対策	32
環境問題	31
雇用対策	29
犯罪防止	28
妊娠・乳児対策	25
低所得層・少数民族健康増進	16
交通問題	16
その他	17

報告企業数 167社

表-4 会社の寄付金—1991年報告分

(単位:千ドル)

活動種類	金額
都市問題・市民活動	22,217
ユナイテッド・ウェイ※)	28,147
保健および安全対策	21,713
教育関係	41,458
文化活動	17,318
飢餓とホームレス	2,548
エイズ関係	3,471
医療研究基金	934
その他	11,164

報告企業数 157社

※) 米国最大の慈善寄付団体

### iii) 健康増進〔Health and Wellness〕

多くの保険会社がこれまで健康増進関係の活動をおこなってきた。社会的には、前述の INSURE を中心とした活動など、健康に関して多方面での活動が記録されている。

また、従業員に対する健康増進活動は最近特に目立って増加している。例えば、1990年には報告企業の内78%が「エクササイズ・フィットネス」の制度を設置している。また50%以上の企業の従業員が様々な健康管理プログラムの恩恵に浴している。〔表-5〕

### iv) 社会投資〔Social Investment〕

1990年の社会投資は101社が報告しており、全体で18億ドルにのぼる。最も多額の社会投資が行われている項目は「中低所得層の住宅建設」で1~4人用住宅と、多人数用住宅合わせて6億7,800万ドルである。その他の多額の投資が行われている項目は、少数民族の事業者への援助(6億7,300万ドル)、商業の再活性化(2億5,300万ドル)である。〔表-6〕

表-5 従業員対象の保健・健康増進活動  
一分野別占率

活動種類	報告会社占率
エクササイズ・フィットネス	78 %
禁煙運動	73
ウェイト・コントロール	67
栄養	64
ストレス管理	63
定期健康診断	61
心肺機能蘇生	58
高血圧検査	57
薬物・アルコール中毒	45
心臓病予防	44
エイズ教育	44
ガン予防	40
高血圧予防	35
健康体リスク管理調査	34
事故防止	30
その他	21

報告企業数 166社

### (4) 社会公共活動に関するインセンティブと規制

以上、業界の取り組み状況を見てきたが、次に社会公共活動に関するインセンティブと規制について若干触れておきたい。

#### ① インセンティブ

社会的なインセンティブとして、社会公共関係団体への寄付に対する税制面での優遇制度がある。アメリカでは、非営利の団体の中で税法上の基準を満たす非課税団体への寄付およびその非課税団体の所得については税制上の優遇措置が設けられている。非課税団体となるためには、内国歳入法典〔Internal Revenue Code〕に定められる非課税団体であるということが、内国歳入庁〔Internal Revenue Service〕により認定されればよく、日本の様に税務当局以外の関係省庁の承認を得る必要はない。

このような非課税団体に対する寄付金の所得控除が認められるようになったのは1936年のことであり、当時は企業による寄付の控除限度額は課

表-6 社会に望ましい目的のための投資

(単位:百万ドル)

活動種類	金額
住宅(1~4人家族用)	545
住宅(多人数家族用)	133
病院	33
療養所	14
診療所	1
その他の保健施設	8
商業施設	253
経済発展	29
芸術・文化	4
社会サービス	6
環境保全	—*)
少数民族事業助成金融	673
教育(大学)	—
教育(学生ローン)	16
大学助成基金	—
その他	74
合計	1,789

報告企業数 101社

\*) —は、合計投資額が50万ドル未満。

税所得の5%であったが、その後、レーガン政権下の1981年にこの上限は10%に引き上げられた。引き上げの理由を連邦議会は「公益事業への寄付に対する控除率を引き上げれば企業による寄付を促進することができる」と説明している。<sup>(3)</sup> これは、民間活力の社会サービスへの導入を目的としていると考えられる。こういった寄付金の所得控除は企業にのみ認められているわけではなく、寄付の形態によって異なるが、所得の20%から50%の範囲内で個人についても控除が認められている。<sup>(4)</sup>

## ② 規制

アメリカでは銀行に対しては、1977年に制定された「地域再投資法〔Community Reinvestment Act〕」によって、その銀行が所在する地域の低所得者層や少数民族(黒人、ヒスパニック等)への融資促進、公共施設の運営援助等の地域社会への貢献が義務づけられている。

金融機関の一翼を担う生命保険会社については、同様の法的規制は無いものの、既に述べてきた通り業界として社会投資についての助言機関を設置する等、幅広く地域社会への貢献に留意した活動を行っている。

## 3. 個別各社の取り組み事例

生命保険会社各社様々な取り組みをおこなっているが、その中でもアメリカを代表する生保会社であるプルデンシャル生命とメトロポリタン生命の活動について以下紹介したい。

### (1) プルデンシャル生命

#### ① 沿革

プルデンシャル生命は1875年に創業されニュージャージー州に本拠を持つアメリカ最大(総資産ベース)の生命保険会社である。

プルデンシャル生命の現在の社会公共活動は、1960年代以降に確立されたものである。それまでは会社内に社会公共部門も存在せず、積極的な活動は行われていなかった。しかし、1960年代に入り、所得格差問題や人種問題などの社会問題、あるいは、都市問題が顕在化し、下記のような形で同社の経営にも直接影響するようになった。

- a) 同社の不動産投資は大都市に集中しているため、その不動産投資が大きな割合を占めている投資収益に、都市問題は直接の影響を与える。
- b) 同社従業員の大部分は都市住民であり、従業員の生活水準、教育水準、住宅事情などは、同社の労働力の質に直接関係する。

これら諸問題を解決するために積極的な取組を開始することになった。

1970年代に入り、公共部門が作られることにより、社内の組織も現在とほぼ同様の形に整備された。1976年に社会投資プログラムがスタートし、1977年にはプルデンシャル財団が設立された。その後は、健康問題、教育問題など、社会のニーズに応じて次第に活動範囲を広げている。現在、同財団の助成額はアメリカの企業財団のなかで15位(1991年)となっており、生命保険会社の企業財団としてはトップである。<sup>(5)</sup>

(3) スーザン・L・Q・フラハティ『アメリカに生きる日本企業』

(4) 橋本 徹也『公益法人の活動と税制』

(5) 松岡 紀雄『企業市民の時代』

プルデンシャル生命では現在の活動内容を大別して、

- a) プルデンシャル財団〔Prudential Foundation〕を通じた諸団体への寄付
  - b) 社会投資プログラム〔Social Investment Program〕による、地域還元型の投資
  - c) 社員に対するボランティア活動の奨励
- の3点を基本としている。

最近では子供(特に貧困家庭の子供)の生活、健康、教育水準の向上に焦点を当てた活動に特に力を入れている。

## ② 活動理念

プルデンシャル生命の社会公共活動は、現在以下の2つの理念に沿って行われている。

- 企業イメージを向上させる (Look-good)
- 企業の社会的責任を果たす (Do-good)

同社の社会公共活動は、この2つの目的のバランスを取りながら行われている。すなわち、実質的に宣伝効果のみをねらった活動は行わない一方で、企業イメージの向上につながらない活動は

極力避けているということである。最近の例をあげると、同社は「家族計画〔Planned Parenthood〕に関する全国組織を援助する」という活動を行っていたが、妊娠中絶の是非を巡る全国的な議論の高まりの中で、この活動が必ずしも企業イメージの向上に結びつかず、逆にイメージダウンになる可能性が出てきたために活動の見直しをした、というケースがある。

## ③ 組織

プルデンシャル生命の社会公共活動は、主として、同社の公共部門(Public Affairs Department)と、プルデンシャル財団によって行われている。

### i) 公共部門

同社の公共部門は、機能によって8つのセクションに分かれており、「シニア・バイス・プレジデント(役員クラス)」によって統括されている〔図-2〕。

このうち、財団の運営、管理や社会投資活動を担当しているのが、会社の社会的責任に関する活動業務を行っている「企業の社会責任部門〔Cor-

図-2 プルデンシャル生命公共関係部



porate Social Responsibility Division) (以下 CSRSD と呼称)」であり、専任の従業員を 19 人擁している。この他に、地域社会との関わりや、従業員のボランティア活動の支援を担当する部門 [Community Initiatives Division] 等もある。

CSRSD の運営費は、年間 200 万ドル程度である。その内、財団の維持費が 150 万ドル、社会投資プログラム運営費が 50 万ドルとなっている。CSRSD の運営費や陣容については、ここ 5 年間で大きな変化はない。

また、プルデンシャル生命では社会投資活動に関しては会社本体から直接行っており、財団の活動とは完全に分けている。同社の社会投資活動の予算は年間約 2,500 万ドルであり、公共的な目的を持った対象先に対して、低利で資金を融資している。

#### ii) プルデンシャル財団

一方のプルデンシャル財団はプルデンシャル生命本体とは別組織の形で運営を行っている。しかし、財団の最高意思決定機関である取締役会のメンバーは全員同社の役員であり、実質上は同社の傘下で活動を行っている。前述の通り、財団の運営事務は CSRSD のメンバーが担当しており、基金の投資業務、会計業務などに関してプルデンシャル生命本体の投資部門、会計部門の多くの従業員が兼任している。これは、プルデンシャル財団は規模が大きく、諸団体への寄付も多額であるため、ある程度コストがかかったとしても(兼任を含め)スタッフを充実させて、上手くマネージメントを行っていく必要がある、と考えられているためである。

#### ④ 活動実態

プルデンシャル生命とプルデンシャル財団の活動は、前述の通り“Look-good”と“Do-good”の 2 つの目的のバランスを取りながら行われている。金額的にみると、健康分野と教育分野に最も多く

費やされている。実際の活動内容をあげると、次の通り整理される。

#### a) 健康分野 [Health and Human Services]

健康維持、健康教育、医療技術開発支援など。現在は、エイズに関する活動に最も力を入れており、患者への支援、エイズ教育の普及の支援などを行っている。

#### b) 教育分野 [Education]

子供（特に貧困家庭の子供）に対する教育活動支援、少数民族に対する職業訓練プログラムの支援などを行っている。

#### c) 都市および地域開発

[Urban and Community Development]

都市貧困層の経済的、社会的自立を促す目的で、住宅供給プログラム支援、都市のインフラ整備の支援、職業訓練プログラムの支援を行っている。

#### d) ビジネスおよび市民活動支援

[Business and Civic Affairs]

非営利団体支援。主として公共政策の分析研究を行っている団体への寄付を行っている。

#### e) 文化、芸術支援 [Culture and the Arts]

子供の文化活動支援。特に同社が所在するニューアーク市内の公立学校の文化教育プログラムに対して寄付を行っている。

#### g) 子供に焦点を当てた活動 [Focus on Children]

現在、プルデンシャル生命が特に力を入れており、同社の社会公共活動の大きな特徴となっている。子供（特に貧困家庭の子供）の生活、健康、教育水準の向上のためのプログラムの支援および、子供を巡る様々な問題に関する研究活動の支援の他、こうした問題の解決に向けた提言を社外（政府機関など）に向けて発表している。

以上の活動についての寄付金額の合計は1991年1,575万ドルであり、内訳および、寄付金額の推移は下表のようになっている。〔表-7, 8〕

⑤ 従業員が主体となった活動への支援

会社（財団）から、従業員のボランティア活動への支援となるような寄付が財団を通じて行われている。

従業員のボランティア活動への支援としては以下の3つが挙げられる。

a) ユナイテッド・ウェイに対する寄付 (United Way)

従業員から寄付金を集めると同時に、合わせてプルデンシャル財団からも米国最大の慈善団体である（日本でも毎年行われている共同募金を始めた団体である）ユナイテッド・ウェイへの寄付を行う。

b) マッチング・ギフト・プログラム (Matching Gift Program)

これは、プルデンシャル生命の従業員が自分の出身校（大学、専門学校等の高等教育機関）に対し、寄付を行った場合、財団からも従業員と同額の寄付を行う制度。

例えば、従業員が出身校に100ドルの寄付を行っ

たとすると、財団からも100ドルの寄付が行われる仕組みである。1つの教育機関に対し、最低25ドル、最高5,000ドル（年間）までの範囲で一定の条件を充たせば、この制度は例外なく適用される。

その運用方法は、従業員による寄付およびプログラムの適用申請が行われた後、先方の教育機関側からの請求により財団から寄付を行うという仕組みとなっている。

c) コミュニティ・チャンピオンズ・プログラム (Community Champions Program)

このプログラムは、ボランティア活動に積極的な従業員の活動を支援する目的の制度である。具体的には、従業員から同プログラムの適用申請を受け、その従業員の活動内容、積極性などに関し審査を行い、審査に合格した従業員がボランティアとして活動している団体に対して、金銭的な支援を行う仕組みであり、これは、年間50万ドル程度の予算枠を決めて、その枠内での運用を行っている。

一方、プルデンシャル生命の従業員をチューターとして会社から直接派遣するプログラムもある。同社では、地域社会と会社の間には良好な関係を構築するため、各事業所の担当地域のボランティア活動のニーズを把握する体制をとっている。例え

図-3 プルデンシャル 寄付金内訳

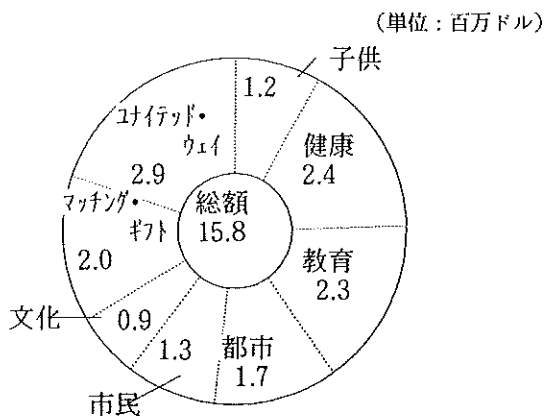
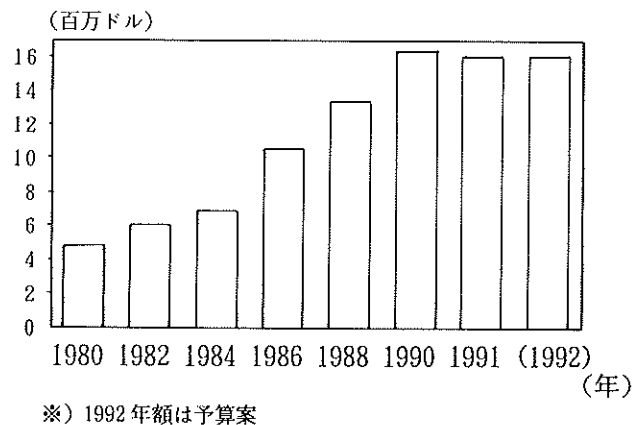


図-4 プルデンシャル寄付金額推移



ば、ある地域の学校でコンピュータ関係の教育カリキュラムを実施する際に、指導スタッフが不足し、専門家の派遣を求めていることが事業所より本社へ報告されると、プルデンシャル生命の担当コーディネーターが社内のシステム部門で人材を公募し、チューターとしてその従業員を学校に派遣する、という方法が採られている。

従業員のボランティア活動に対しては、特別に休暇や勤務時間の変更を認めることはなく、従業員のオフの時間を利用することが原則となっている。しかし、同社の場合は、原則としてフレックスタイム制であるので、業務とボランティア活動が両立できないケースはほとんど見られないようである。

## ⑥ 社会公共活動のPR

プルデンシャル生命の社会公共活動については、重要な寄付（社会的影響の大きい問題に関係する寄付など）と考えられる活動についてのみ積極的に対外宣伝されている。

一方、同社の従業員のモラル向上や販売活動支援の観点から、同社の社会公共活動の内容を社内の全従業員に知らせることは大変重要であると考えており、社内報などを利用して積極的にPRを行っている。

プルデンシャル生命の社会公共活動について、同社としては、社外における評価は高いと考えている。そして、より社会のニーズを取り入れていくために、定期的に活動内容を見直すべく、次のような活動を行っている。

- a) 6ヵ月ごとに社内より無作為に選ばれたメンバーによって、活動内容を検討する。
- b) 3年ごとにニーズ調査を行い、社内、社外を問わず、意見を集めたうえで、その3年間の活動計画の立案を行い、テーマ別の優先順位を決定する。

最近力を入れている「子供に焦点を当てた活動（Focus on Children）」も直近のこのような活動計画立案の中で決定されたものである。

## (2) メトロポリタン生命

### ① 沿革

メトロポリタン生命は1868年に設立され、ニューヨーク州に本拠を置く全米第2位（総資産ベース）の大手生命保険会社である。

同社は1868年の創業以来、企業利益の社会への還元を行うことを通じて生命保険事業を支えている社会全体の発展に貢献するというポリシーを維持してきており、19世紀の創業直後から社会公共活動を行ってきた。それ以降、時代に合わせてその内容は変化しながらも、一貫して社会公共活動に取り組んできている。

同社は、1871年に「健康・福祉部門〔Health & Welfare Division〕」を設立した。同部門は現在「健康・安全教育部門〔Health Safety Education Division〕」として引き継がれている。健康教育活動は今でも同社の社会公共活動の中心をなしているが、これは生命保険会社である同社として健康教育を促進していくことが、顧客の健康に結びつくことはもちろん、間接的に会社の利益にも関わってくるという点で重要と考えているからである。それ以降同社は年々活動分野を広げ、現在全般的に社会公共活動を行う組織としては、「社会貢献・社会的責任部門〔Corporate Contribution and Social Responsibility Division〕」（1978年設置）とメトロポリタン生命財団〔Metropolitan Life Foundation〕（1976年設立）を挙げることができる。

メトロポリタン生命財団は現在助成額ではアメリカの企業財団の中で33位である。<sup>(6)</sup> 寄付活動については主に同財団を通して行い、社会的投資や社員のボランティア勧奨等は「社会貢献と社会

(6) 松岡 紀雄『企業市民の時代』

的責任部門」が統括して行っている。

## ② 活動理念

同社も社会公共活動を行う上での理念を設けているが、それは次の2点である。

- 生命保険事業を支える社会全体の発展に貢献する
- 生命保険事業を営む上で、経済的、社会的に健全な社会の構築、維持が不可欠である

## ③ 組織

同社における社会公共活動を統括しているのは、1978年に設立された「社会貢献・社会的責任部門」である。この設立以前から社会公共活動は行われていたが、全社的に取り組むということで、特に社会公共活動についての専門部門は設けていなかったのである。この「社会貢献・社会的責任部門」においては、

- a) メトロポリタン生命財団に関する業務
- b) 会社の社会的責任に関する業務
- c) 会社の社会的投資の計画、執行
- d) 従業員のボランティア活動への支援

を行っており、企業のイメージの向上やそのPRもここを中心に行っている。ただし、同社の社会公共活動の特徴となっている健康教育分野での活動に関しては、「健康・安全教育部門」という別組織において行われている。

また、財団はグループ内の独立した団体であるが、社外の役員を置いておらず、実質的には上記「社会貢献と社会的責任部門」の下で運営されていると考えてよい。

## ④ 活動の実態

同社が社会公共活動の中で特に力を入れているものとしては、第一に健康分野に関してである。この分野は生命保険会社と密接に関係した分野であると同時に生命保険会社の利益に直接つながる

との理由から、同社は19世紀から健康教育活動を通じた社会公共活動を行っていた。この分野での活動は、古くはパンフレットを活用した健康管理についての啓蒙活動から、現在ではエイズ問題へも取り組んでいる。

1991年の同社と同財団の社会公共活動のアンニュアルレポートによれば、健康、教育、文化、都市問題、公共放送、ユナイテッド・ウェイの6分野を合わせて1,000万ドルの寄付を行っているが、健康分野への寄付がその6分野中最大の232万ドルにのぼる。〔図-5〕

それぞれの分野の内容を、1991年のアンニュアルレポートから紹介すると次の通りである。

### a) 健康分野〔Health〕

健康分野への取組は、より多くの人々がより健康になることを目的としている。学校向けの保健教育用ビデオ教材の配布、子供の健康管理についての情報提供、アルツハイマー病研究の助成、健康管理計画とそのコスト抑制等を実施している。

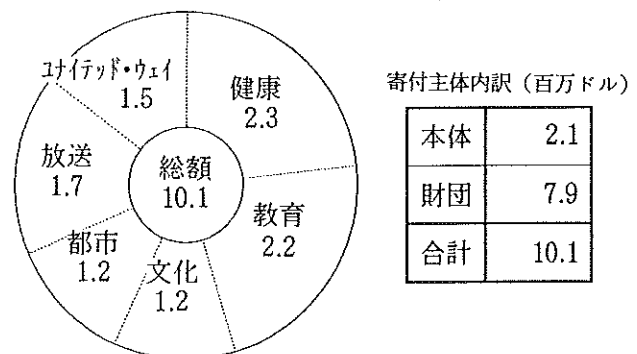
また、エイズについても、予防教育や予防サービスを実施しており、さらに、多くの人々にアピールできるテレビ番組への援助も行っている。

### b) 教育分野〔Education〕

教育に影響をあたえる諸問題についての支援や、ビジネス、保険、経済についての教育を向上させるプログラムへの援助を行っている。また、公立の学校教育制度の改革や少数民族の文

図-5 1991年メトロポリタン生命  
寄付金内訳

(単位百万ドル)





化の教育などにも力をいれている。

c) 文化活動〔Culture〕

芸術、文化の底辺を広げ、人々の暮らしの豊かさに貢献できるような活動を行っている。

また、アメリカ社会に存在する多様な文化への理解を深めるための活動の援助を行っている。児童に芸術の経験と理解をさせる活動についても支援している。

d) 都市問題〔Civic Affairs〕

地域社会が有する問題解決への試みに対して寄付を行っている。とりわけ恵まれない子供や家庭に対して社会サービスや職業訓練などを通して援助を行っている。

e) 社会投資〔Social Investment〕

地域社会にとってのより良い将来を築くために、市中金利以下での貸付を行う社会投資プログラムを提供している。例えば、中・低所得層の多い地区であるニューヨークのハーレム地区の再開発などにこのプログラムを通して協力している。

f) 公共放送〔Public Broadcasting〕

ヒスパニックやインディアンなどの南西部地域の文化への貢献を描くテレビ番組のスポンサーになった。また、金融問題についてのタイムリーな情報を提供するテレビ番組『アダム・スミス』にも援助をしている。その他、人々の生活を豊かにする様なテレビ番組に協力している。

g) ユナイテッド・ウェイ〔United Way〕

ユナイテッド・ウェイに対しては、多額の寄付を行っている。

⑤ 従業員のボランティアへの支援

同社では従業員のボランティア活動に対する直接的援助は行っておらず、基本的に従業員自身の自主性に任せている。従業員のボランティア活動に対して特別に休暇や勤務時間の変更を認めることはなく、従業員が勤務時間外に行うことを原則としている。また、どのような場合でも、会社か

らの活動費や奨励金などの支給は行われていない。

ただし、同社では従業員のボランティア活動を奨励するために、

a) ボランティア活動を奨励するポスターを掲示する。

b) ボランティア活動を積極的に行った従業員を表彰し、役員との昼食会を開く。

といったことが行われている。

また、従業員の主体的なボランティアではなく会社主導の形ではあるが、下記のように従業員を派遣するプログラムも存在している。

a) システム部門の従業員を、予算の少ない学校のコンピュータ教育を支援するために派遣している。

b) 学校においてビジネス社会に関する教育を行うことを目的とした全国組織に、従業員をチューターとして派遣。

⑥ 社会公共活動の PR

メトロポリタン生命では社会公共活動を行っていることについては、積極的な社外への PR は実施して来なかった。これは、特別に社外に対して社会公共活動を PR せずとも、「企業利益を社会に還元するのは、当然の行為」と同社では考えられていたことに由来しているが、同社の社会公共活動に対する自信の表れとも考えられる。ただ、同社のこれまでの多様な社会公共活動についての社会的認知がそれほど高くないことも同社は認めてきている。

しかし現在は、生保業界の競争が激化してくるなかで、他社との差別化が必要となってきた。さらに現代は健康への関心が非常に高い時代となってきた。健康教育分野を中心とした社会公共活動は、同社が他社に先駆け 19 世紀から続けてきたものであり、かつ、その内容も充実していると考えられることから、今後は他社との差別化の観点も踏まえ、積極的に PR していく方針のようである。

#### 4. 保険エージェントの取り組みの状況

##### (1) MDRT 基金

###### ① 沿革

MDRT とは、“Million Dollar Round Table” (百万ドル円卓会議)の略で、生命保険のエージェントによって構成されている団体である。MDRT に加入するためには、一定基準を超えた業績が必要で、会員となることはアメリカだけでなく世界中の生命保険エージェントにとって大きな目標となっていると言われており、かなりのステータスを持った存在である。日本でも、1,129名の営業職員が会員あるいは準会員として登録されている(1992年現在)。

MDRT では MDRT 基金 [MDRT Foundation] (MDRT 日本会の訳による)を設立して、会員などからの寄付を募り社会公共活動を行っている。

MDRT 基金は「わかち合い」[Sharing & Giving] の精神の下に活動してきた。

###### ② 歴史

MDRT 基金の設立は1959年のことである。その設立の経緯は以下の通りである。

1950年代の中頃のことであるが、その頃、自社のエージェントがMDRTの会長に選ばれた保険会社は、それをそのエージェントの保険業界に対する貢献とみなしてMDRTに寄付を行っていた。1956年の会長となったアーサー・プリーブがその寄付をMDRTに贈るのではなく、地域社会において生命保険に関係し、なおかつ援助を必要としているところへ贈るよう会社に要請した。さらに翌年の会長も同様の対応をした。このことがMDRTのメンバーの熱烈的な賛同を得、今後も同様に地域社会に役立つプログラムを自分たちで援助していく手段を持つべきであるとの意見が大勢を占め、基金が設立されることになったのである。

その後、1966年にMDRT基金はイリノイ州で非営利団体として法人化した。これにより、基金への寄付金は非課税の扱いを受けられるようになった。

設立当初は、保険判例集に取り組んでいるアメリカ大学保険学教師連盟 [American Association of University Teachers of Insurance] に5,000ドルの寄付を行ったり、10人分の奨学金(1,000ドル)を数校の大学に贈る等の活動を行ってきた。また、大規模な活動としては、米国生命保険営業職員大学 [American College of Life Underwriters] (当時、現在は、American College ≪アメリカン・カレッジ≫という名称になっている。)にホールを建設するに当たり、150万ドルの寄付を行ったことが知られている。

その後、基金の寄付の方法は変化し、大型の寄付を行うことより、より幅広い分野のより地域に密着している地域型の団体、案件に寄付する方法を採るようになった。これら寄付対象は基本的に会員の関わっている団体などから選択する。そして、設立後33年の間に300以上の団体に合計450万ドルを寄付してきている。

###### ③ 組織

基金は、MDRTの外部の3名の専門家を含む10名の理事によって構成される理事会により運営されている。これらの理事は毎年開かれているMDRTの総会において承認される。

###### ④ 活動実態

MDRT基金の財源は主にMDRT会員の寄付に頼っており、2日間に渡って事務局が会員に電話を掛けて寄付を募るテレソン [telethon] を年間4回行っている。また、会員が基金を受取人とする終身保険に加入するという寄付方法や、会員が基金に寄付する際に同額または一定の割合を会員が所属する保険会社からも寄付するという方法(全米で6社が実施)も採られている。

集められた寄付金については、主にMDRT会員が関係しているボランティア団体を寄付の対象とし、その会員の貢献度や対象団体の活動内容を検討した上で寄付がなされる。金額は対象によって様々である。更に最近では会員を臓器移植の提供者として登録することも推進している。

現在、MDRT基金はその他の財団（基金）に比べると比較的小規模であるが、今後は、アメリカ国外にも活動領域を広げ、規模を拡大し、より国際的に発展していくことを目標としている。

## おわりに

以上、アメリカの生命保険業界の社会公共活動の概要を紹介した。

業界としての取り組み、個社の事例、従業員・エージェントの事例等を紹介する中で、実に多様な社会公共活動がアメリカの生命保険業界で実施されていることが、理解されよう。

勿論、これらの活動はアメリカという国が有する、歴史的背景、政治、経済、社会、文化構造と大きく関係しているだけに、これら活動について一般的な評価を行うことは困難である。しかし、現在、地域社会に多くの問題を抱え込んでいる同国において、企業および市民の社会公共活動が担うべき役割は非常に大きくなっている事は確かなことであり、そういった意味で、20年以上前から、それらの活動に積極的に取り組んできた生命保険業界の動向は、注目に値するといえよう。

〔参考文献〕

- ◇今田 忠「アメリカにおける生命保険会社の社会参加活動」『文研論集』第71号、  
生命保険文化研究所、1985年
- ◇諸外国生命保険事業の加入者福祉活動等調査研究グループ  
『諸外国における生命保険事業の加入者福祉活動等』、1982年
- ◇スーザン・L・Q・フラハティ『アメリカに生きる日本企業』、経済広報センター、1989年
- ◇生命保険協会『広報米国調査団報告書』、1992年
- ◇生命保険協会『公共関係海外調査団報告書』、1981年
- ◇生命保険文化センター『アメリカ生命保険事業 PRの理念と行動』、1977年
- ◇日本開発銀行「企業の社会的貢献（フィランソロピー）の方向と課題」『調査』第153号、1991年
- ◇笹川平和財団『米国のコーポレートシチズンシップ実例集』、1989年
- ◇経済団体連合会・日本国際交流センター『企業と地域社会“良き企業市民”の条件』、1988年
- ◇橋本 徹・古田精司・本間正明『公益法人の活動と税制』、清文社、1986年
- ◇ジャパン・ソサエティ『アメリカ市民が見た日本企業』、日本経済新聞社、1991年
- ◇田淵節也『コーポレート・シチズンシップ』、講談社、1990年
- ◇松岡紀雄『企業市民の時代』、日本経済新聞社、1992年
- ◇古瀬政敏『アメリカの生命保険会社』、東洋経済新報社、1985年
- ◇Center for Corporate Public Involvement, “Social Report of the Life and Health  
Insurance Business”, 1991
- ◇—— “Social Report”, 1987
- ◇Center for Corporate Public Involvement, “Response” July 1992
- ◇—— “Response” March 1992
- ◇—— “Response” November 1991
- ◇Center for Corporate Public Involvement, “Social Investment in the Life and Health  
Insurance Industry”, 1990年
- ◇Center for Corporate Public Involvement, “PROCEEDINGS The Insurance Leadership  
Conference on Corporate Public Involvement 20Years” 1991年
- ◇Center for Corporate Public Involvement, “1991 Annual Report”
- ◇Center for Corporate Public Involvement, “1981 Chief Executive Officer Conference,  
Corporate Social Responsibility : Future Directions” 1981年
- ◇Center for Corporate Public Involvement, “A Report on the \$2 Billion Urban  
Investment Program of the Life Insurance Business 1967-1972” 1973年
- ◇The Prudential “The Prudential Foundation Annual Report 1991, Share Our World”
- ◇Metropolitan Life Insurance Company and Metropolitan Life Foundation “The 1991  
Report of Contributions, Working Toward Solutions”